

三田市地域公募型一般競争入札（事後審査方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、三田市地域公募型一般競争入札実施要綱（平成17年4月1日施行。以下「実施要綱という。」）第9条1項に規定する事後審査方式について、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第2条 事後審査方式に参加できる者の必要な資格要件は、実施要綱第4条の規定によるものとする。

（入札参加申込等）

第3条 事後審査方式の入札に参加しようとする者（以下「入札参加申込者」という。）は、入札公告により入札参加申込書を提出しなければならない。

2 前項の入札参加申込書を提出した者は入札に参加することができる。

（落札決定の保留）

第4条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

（参加資格審査に必要な書類の提出）

第5条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、必要な書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、前項の書類を指定された日までに提出しなければならないものとする。

3 市長は、第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に必要な書類を提出しないとき又は参加資格の審査に当たり指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、三田市指名停止基準（平成7年6月1日施行）に基づく措置を講ずるものとする。

（参加資格の審査）

第6条 市長は、書類等の提出があったときは、入札公告に記載されている入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には

その者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。

2 市長は、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

3 市長は、同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、当該落札候補者の中からくじにより第一順位の落札候補者を決定するものとする。

4 市長は、前3項において、三田市契約事務規則第8条に定めるものにおいては、三田市入札参加者審査委員会の審議を経るものとする。

（落札者の決定または入札参加資格不適格の決定）

第7条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、通知を行うものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格が不適格である旨の通知を行うものとする。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。